

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年五月十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年三月二十七日奈良県指令建第一一二一―一六五号

令和六年四月十八日奈良県指令建第一一二一―一六五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年四月二十六日建第一〇三〇―一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字飛鳥四五二番及び四五三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市石川町一三七番一 エコヴィル水通二〇三

村山敦彦

村山裕香